

平成 27 年 10 月 20 日

横浜市長 林 文子 様

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）  
会長 比留間 哲生

4 回にわたる貴職とのやりとりに対する（抗議と反論）

私達連協は、本年 6 月 29 日付で桂台トンネル掘削に当たり事前シミュレーションを実施するよう事業者と横浜市に要請書を提出しました。これに対して事業者は無視して何も答えず、横浜市から 7 月 14 日付で回答があり、これを端緒に以来 4 回にわたり連協（会長）と横浜市（市長）との間で文書のやりとりが行われました。市の担当者によるとこれらの市長回答は市の規約に基づきすべて担当部課が作成したものとことです。しかし回答者名が市長になっている以上、市長自身が目を通したか否かに関係なく、記載内容についての責任はすべて市長である貴職にあると私たちは考えますし、今回の 4 回にわたる市長回答は余りにも不誠実で到底容認できず、厳しく批判し追及すべきものと考えています。

まず指摘したいのは、4 回にわたる貴回答は当方の批判や質問にまともに対応せず、問題のすり替えとはぐらかしや言い逃れに終始した内容空疎なものだということです。さらに私達がより重大視するのは貴回答には市長としての責任感が全く感じられず、それが欠如しているとしか言い様のないことです。それは私達が桂台トンネル掘削の前にシミュレーションを実施するように 3 回にわたり貴職に要請したのに対して、貴職からは要請があったことを事業者に伝えるという全く他人事のような回答が繰り返されたことです。桂台地区は谷埋め盛土地帯であり、その上に数千戸の住宅が立ち並んでいます。その住宅地の真中に 6 車線の大型高速道路のトンネルを貫通することになれば、工事による地盤沈下だけでなく、大地震時に大規模な地滑りが起きる危険性があることは専門家により指摘されており、その場合この地区が壊滅的な被害を受けることは東日本大震災で各地の盛土地帯で発生した被害状況をみても容易に推察できます。桂台トンネル掘削はこのように市民の命と安心、安全な生活を脅かす危険性があることから私達は横浜市が主導し、中心になってシミュレーションを実施することを強く求めたのですが、貴職の回答は自分には全く関係のないことのような言い方の繰り返しで私達にとってそれは驚きだけでなく大きな憤激すら覚えました。というのは、市長回答は市民の命と生活よりも道路建設を優

先していることを示す外ないものだからです。

なお、9月14日付当方の質問に対する10月1日付今回の貴回答もこれまでと同じように問題のすり替えとはぐらかしや言い逃れに終始しています。このような内容の回答書を当然のことのように市民に送る担当者らは自分たちがパブリックサーバントであるという自覚が全くないと思われず、これは横浜市のコンプライアンスについてのガバナンスの欠如の問題として責任は市長としての貴職にあるものと私達は考えますし、このようなことを放置すれば市長と横浜市行政に対する市民の信頼は大きく損なわれることは間違いなく、市長として貴職はこのことを深刻に受けとめるべきと私達は考えます。

以上4回にわたる貴職とのやりとりを通じて当方が抱いた率直な感想と懸念を申し述べた上で、10月1日付貴回答に対して当方の意見と批判を下記のとおり述べます。

## 記

### 1. 「質問1について」に対する反論

9月3日付貴回答で「道路予定地については、場所により、宅地造成等規制法（以下「宅造法」という。）に定める「宅地」に該当する場合と「宅地以外」（道路や公園など）に該当する場合がありますので、宅地か宅地以外か特定せずにお答えしています。」としたのに対して、当方が9月14日付文書で、本件で問題とする道路予定地は一般論ではなく湘南桂台地区の道路予定地と特定して論じていると反論した。ところが今回の貴回答は湘南桂台地区の道路予定地には「宅地」に該当する土地と、道路や公園などの「宅地以外」に該当する土地の両方が含まれていると主張している。これは明らかに事実を曲げた言い逃れであり、今回桂台トンネル掘削が予定されている湘南桂台地区の道路予定地は周囲をフェンスで囲ってその範囲はよくわかるようになっているが、そこには道路や公園など一切存在しないのである。市長名で市民に回答する場合、実際現場を見て現状を確かめた上で行うのが最低限のルールであるが、これすら行わずに事実と反する回答をするのは行政として決してあってはならないことである。

### 2. 「質問2について」に対する反論

貴回答は「平成18年度改正について質問いただいたので、その改正の主な内容について情報提供しました。」となっている。これは事実を曲げたと言うだけでなく、9月14日付当方の質問内容を自分に都合のよい形に勝手に変えるという、とんでもないことをしており言語道断である。そのことは以下に示す当方

の質問を見れば明らかである。それは「平成 18 年度改正により、地震時における宅地造成に伴う災害を防止するため、造成宅地防災区域内（横浜市には現在指定区域はありません。）での地震時の検討などの基準等が追加されています。」という文言を貴回答に記載した意図と理由を求めるといふものであり、平成 18 年度の改正そのものについての質問など一切していない。当方が質問したのは、平成 18 年度の宅造法の改正に当たって造成宅地防災区域の指定が行われることになったことは当方は十分承知しているが、貴文書がこれを取り上げた意図と理由は何かを質問したのである。ところがこの質問に答えることができないため、勝手に当方の質問内容を変えて意味のない文言を回答としたのである。

なぜ当方の質問にまともに答えられないのかその理由もはっきりしている。それは今回の文書のやりとりの中で当方が桂台トンネル掘削地区は宅造法の規制の対象になるとしているのに対して、貴回答は同法の規制の対象外であると主張していた。このような状況の中で 9 月 3 日付貴回答が造成宅地防災区域なるものを取り上げたのはこの区域に指定されない所は宅造法の規制の対象にならないと思ひ込み、桂台地区はまだこの区域に指定されておらず、従って宅造法の規制の対象にはならないと言いたかったのである。ところが実際は、造成宅地防災区域の指定の有無と宅造法の規制とは全く関係がないのであり、このことが平成 18 年 9 月 29 日付の国交省局長通達で都道府県・政令都市等に通知されており、このことを当方は承知していたので 9 月 14 日付の文書で貴方に報告したのである。これで貴文書は己れの主張が完全に否定されたため、回答の仕様がなくなり、結局当方の質問内容を勝手に変えるという信じられないようなことをせざるを得なくなったのである。

なお、貴回答は法の改正について質問されたので、改正の主な内容について情報提供したとしているが、当方は法改正について質問など一切しておらず、これは意図的な虚偽記載である。また、おこがましくも自分達が情報提供したと言っているが、情報は当方が提供したのであり、これも見え透いた虚偽である。というのは、貴文書は造成宅地防災区域に指定されていない桂台トンネル掘削地域は宅造法の規制の対象外であると思ひ込んでいた節があったので、当方はそれは法的な間違いであることを国交省局長の都道府県等への通達に関する情報を提供して知らせたのである。苦しまぎれとは言え、情報提供を受けながら、自分が提供したと言うに至っては最早や何をか言わんやである。

### 3. 「質問 3 について」に対する反論

9 月 14 日付当方の文書で指摘したように、貴文書は都市計画法を錦の御旗として掲げ、その前には宅造法の規制などあり得ないかのように主張してきた。そこで当方は 8 月 18 日付の文書で都市計画法又は他の法律の条文にそれが記載

されているかを明示するように求めた。ところがそれがどこにもなかったにも拘わらず、まともにそれは存在しなかったと答えず、9月3日付文書で「今回の道路を築造するための工事が宅地造成に該当しないことは、宅造法第2条にて判断しています。」とはぐらかしの回答をしたのである。そこで当方が9月14日付文書で「都市計画法による道路築造は宅造法の規制の対象外とする条文の所在を求めたのに対して、宅造法第2条から判断したとする理由は何か、説明を求める。」と質問したのである。これに対して貴文書は都市計画決定された道路だから都市計画法による道路と表現したのであり、宅造法第2条で道路は宅地から除かれているので今回の事業は宅造法の規制の対象にならないと判断したと述べている。こうして、都市計画決定によるから宅造法の規制の対象外という主張を引っこめて道路築造のための事業だから同法の規制の対象外という主張に戻ったのである。こうなると都市計画法という錦の御旗はどうなったのかと問いたいのである。

質問4及び5についてはここで述べることはない。

以上